

研修日時	時間	時間数	教科名	担当講師 (所属など)	会場
11/16 (土)	8:30～		受付 (8:45までに入室ください)	事務局	瀬田商工会館
	8:45～		事前説明		
	9:00～ 11:00	2	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援I 講義題目「全身性障害者(児)の疾病、障害」	植松 潤治 (湖北グループクリニック/院長)	
	11:15～ 12:15	1	基礎的な介護技術に関する知識	染井 将仁 (じゅぶ/相談員)	
	13:15～ 14:45	1.5	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術I	越野 緑 (障がい児者相談センターみゆう/相談員)	
15:00～ 17:30	2 0.5	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援II 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術II			
11/23 (土)	9:00～ 11:00	2	コミュニケーションの技術	宮下千代美 (ディフェンス/サービス提供責任者)	瀬田商工会館
	11:15～ 12:15	1	緊急時の対応及び危険防止	阿部 正之 (じゅぶ/サービス提供責任者)	
	13:15～ 16:45	1.5 2	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術III 重度障害者の介護サービス提供現場での実習 I		
11/24 (日)	9:00～ 11:00	2	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	白杉 滋朗 (企業組合ねこの輪/代表理事)	瀬田商工会館
	12:00～ 13:30	1.5	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術IV	中川 佑希 (オフィスゆうき/代表)	
	13:45～ 16:45	1	重度障害者の介護サービス提供現場での実習 II	吉田 佳浩 (じゅぶ/サービス提供責任者)	
		2	外出時の介護技術に関する実習		
16:45～		事務連絡(10分程度)	事務局		

●受講にあたっての注意事項など

- 会場は駐車場が少ないですので、なるべく公共交通機関での来場をお願いします。
- 昼食は各自でご準備願います。
- 実習では、電車・バスなどの交通機関を利用する可能性があります、その際の交通費は各自負担して頂きます。
- 各自、筆記用具をお持ち下さい。
- 当日はこのチラシもお持ち下さい。
- 実習の持ち物などは受講決定通知書に記載いたします。



「ヘルパーなんて、専門的な仕事やしムツカシそう…」 「障害のある人と関わったことないし…」
そんなふうに思われるかもしれませんが。でも大切なのは「ひとりの人間としてあたりまえに接すること。」だと思います。これって障害のある人と関わる場合に限らず、日々の生活の中でも必要なことですよ。特別なことではなく、同じまちに住むあの人と出会い、同じ時間を過ごしてみませんか？そしてそれが「共に生きる社会」につながっていけばステキなことだと思います。

《資料1》障害者総合支援法とは

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、2013年4月より施行されました。
サービスを利用するには、個々人の障害程度や生活の状況、利用意向などの調査をふまえ、個別に支給決定がされます。実際の利用には給付の範囲内で、施設やホームヘルプなど必要なサービスを、個人が事業所と契約し利用します。

《資料2》地域生活とホームヘルプの歴史を振り返る

1970年頃～ 措置制度*ヘルパー(少しだけ) + 大半をボランティアに頼る
*措置 = 行政による一方的な決定 → わずかな時間、限られた内容

1980年頃～ 措置制度ヘルパー + 自薦ヘルパー*(一部の地域) + ボラ
*「全身性障害者介護人派遣事業」によって、障害のある本人が認められた人であれば、資格がなくてもヘルパーとして登録でき、行政から報酬が支払われるしくみ。

2003年 支援費制度 措置→契約 本人が事業所を選び、契約によりヘルパーを派遣
2006年 自立支援法

支援費制度以降、障害のある人もそうでない人も共に暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」の考えに基づいて、障害のある人が地域でその人らしく生活することが認められ、ヘルパーの利用は大幅に拡大しました。しかし一方で自薦ヘルパーの仕組みはなくなり、ヘルパーには資格が必要とされています。障害のある人の地域生活を実現するためには多くの介助者が必要なので研修を実施しています。

《資料3》ホームヘルプなどの種類

種類	対象	内容
居宅介護 家事援助・身体介護	障害程度区分1以上	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を短時間集中的にサービス提供します
★重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人 障害程度区分4以上	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護を要する者 障害程度区分3以上	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者など	移動時およびそれに伴う外出先での情報提供などを行います

《資料4》資格要件一覧

	家事援助	身体介護	通院介助 (身体介護なし)	通院介助 (身体介護あり)	行動援護	同行援護	重度訪問介護 区分5まで	重度訪問介護 区分6
介護福祉士・介護職員初任者研修・1～2級ヘルパー	○	○	○	○	△*	△*	○	○
障害者居宅介護従業者基礎研修・3級ヘルパー	10%減算	30%減算	10%減算	30%減算		△*	○	○
★重度訪問介護従事者(基礎課程)						△*	○	
★重度訪問介護従事者(追加課程)						△*	○	○
行動援護従事者					○*			
同行援護従業者						△*		

*行動援護・同行援護は資格に加えて実務経験が必要

★今回の研修で得る資格で、重度訪問介護のみに従事することができます。